

# 企画競争実施の公示

令和8年4月1日

中部地方整備局  
木曾川上流河川事務所長 貴家 尚哉

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

## 1. 業務概要

### (1) 業務名

令和8年度 長良川 9.12 豪雨災害 50 年に関する広報業務

### (2) 業務内容

本業務は、長良川 9.12 豪雨災害の記憶と教訓を継承し、水害に強い地域づくりを推進するため、災害記録資料等の検討・作成、広報媒体への掲載、シンポジウムおよびパネル展示の企画・運営補助・会場設営、関係資料の検討・作成を一体的に実施する業務である。

### (3) 予定履行期間

契約締結日の翌日から令和8年12月18日

## 2. 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和7・8・9年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。

(3) 企画提案書等の提出期限から見積決定日までの期間に中部地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く）でないこと。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### (6) 技術者等に関する要件

本業務を担当する技術者は、平成28年度以降までに完了した業務において以下に示す同種または類似業務の実績を1件以上有すること。なお、再委託を受けた業務の実績は実績として認めない。

**同種業務：広報に関する業務**

類似業務：なし

(7) 業務実績に関する要件

企画提案書の提出者（企業）は、平成 28 年度以降公示日までに完了した業務において以下に示す同種または類似業務の実績を 1 件以上有すること。なお、再委託を受けた業務の実績は実績として認めない。

同種業務：広報に関する業務

類似業務：なし

(8) 企画競争実施にかかる説明書の交付を 3. (2) の方法により受けた者であること。

(9) その他必要と認める要件

3. 手続等

(1) 担当部局

〒500-8801 岐阜県岐阜市忠節町 5 丁目 1 番地  
中部地方整備局 木曾川上流河川事務所 経理課  
電話：058-251-1322  
電子メール：cbr-keijyory@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間及び方法

令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 4 月 13 日まで  
説明書の交付を希望する場合は、(1) の担当まで連絡を行うこと。

(3) 企画提案書の提出期限及び方法

令和 8 年 4 月 13 日 16 時 00 分まで  
原則として電子メールによる。

(4) 説明会の日時及び場所等

説明会は実施しない。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリング実施は実施しない。

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

(3) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。なお、提案者の提案内容によっては、特定する者が存在しないこともある。

(4) その他の詳細は説明書による。